

国際道路運送引受法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五六年・国際道路物品運送引受法令

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五五六年・国際道路物品運送引受法令（プララーチャバンヤット・ガーンラップ・コンコーン・ターンタノン・ラワーンプラテート）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日から90日が経過した時から施行する。〔注／官報公示日は二〇一三年一月一七日〕

第三条（語義）

本法令において、

「運送人（プー・コンソン）」とは、荷送人と国際道路物品運送引受契約を交わすことにより運賃のために道路物品運送引受事業を営む者を意味する。

「運送請負人（プー・コンソン・チュアン）」とは、それが特定の距離であっても国際道路物品運送引受契約に基づき運送人から物品運送を委託された者を意味し、運送請負人の被雇用者、代理人、及び運送請負人がその物品運送引受で委託したその他の者も意味する。

「荷送人（プー・ソン）」とは、国際道路物品運送引受契約において運送人と契約した当事者を意味する。

「荷受人（プー・ラップ・トラソン）」とは、運送状において荷受人として、または荷送人から物品を受け取る権利を有する者として名を示された者を意味する。

「車（ロット）」とは、自動車、連結自動車、被牽引車、半被牽引車を意味する。

「物品（コーン）」とは、動産、動物に加え、運送で使用するために荷送人が用意した運送用梱包容器も意味する。

「特別引出権単位（ヌワイ・シティ・ピセート・トーンゲン／SDR）」とは、国際通貨基金における特別引出権に係る権限付与と実行について定めた法律に基づく特別引出権の単位を意味する。

「運賃（カー・ラワーン）」とは、物品運送引受に対し支払わなければならない報酬を意味する。

「運送引受手数料（カータムニウム・ガーンラップコン）」とは、運賃及び物品運送引受から生じる一連の手数料を意味する。

「運送状（バイ・トラソン）」とは、運送人が国際道路物品運送引受契約の証拠として、及び物品引取の証拠として荷送人に交付する書類を意味する。

第四条（適用範囲）

本法令は、王国内での運送人の物品引取地から王国外での物品引渡地まで、または王国外での運送人の物品引取地から王国内での物品引渡地まで、もしくは王国を経由して、ある国での運送人の引取地からもう一つの国での引渡地までの、車による道路物品運送引受に適用するとともに、いずれかの契約当事者がタイ国籍者である、もしくはタイの法律に基づき設立された法人であるところの車による道路物品運送引受に適用する。ただし契約当事者が別の国の法律もしくは国際法を適用することを示した場合はその限りではない。

本法令は国際郵便物運送には適用しない。

車による道路物品運送引受が鉄道、水路もしくは航空など他の運送も有する場合、車からの物品の荷降ろしがなければ、第一段に基づく道路物品運送引受であるものとみなす。

第五条（運送人の責任）

本法令は第四条第三段に基づく他の手段の運送中に発生した紛失、損壊もしくは引渡遅延は、その紛失、損壊、引渡遅延が運送人の行為または契約に基づく義務不履行によって生じたものではなく、他の手段の運送によって生じたことを運送人が証明できれば、本法令を適用しない。ここに運送人の責任はその件についての法律に従う。

第六条（主務大臣）

運輸大臣を本法令の主務大臣とする。

第一章 国際道路物品運送引受契約

第七条（意味）

国際道路物品運送引受契約とは、荷送人が運送人に運賃を支払うことに合意することで、ある国の地点から別の国の地点まで道路物品運送を実施する、もしくは道路物品運送があるようにすることに運送人が合意した契約のことである。

第八条（無効）

運送人の義務もしくは責任を直接、間接に回避する目的または効力を有し、本法令で規定された荷送人もしくは荷受人の権利を損なう、または運送人の利益となる保険規定のある契約規定は無効である。

本状の内容は、契約当事者が本法令に定めたところを上回る運送人の義務及び責任を定める権利を損なわない。

第九条（運送状）

国際道路物品運送引受において、運送人は荷送人に運送状を交付しなければならない。

運送人が運送状を交付しない、もしくは運送状に瑕疵がある、または紛失したことは、国際道路物品運送引受契約の存在もしくは正当性には影響せず、本法令の規定下に置かれる。

第一〇条（三部作成）

運送状は原本として三部作成する。一部は荷送人に交付し、一部は物品に貼付し、一部は運送人のところに保管する。

荷送人と運送人、または荷送人と運送人に委託された者は、運送状に署名しなければならない。

第二段に基づく署名には、ファクシミリ書類にある署名、押印、マークの使用、電子署名、または法律に基づくその他の方法も含める。

第一一条（交付請求権）

別々の車に積載する、または別の種類の物品である、もしくは分載しての運送である場合、荷送人は運送人に各車輛ごとに、または各種類ごとに、もしくは分載された物品ごとに運送状を交付するよう請求する権利を有する。

第十二条（運送状の記載内容）

運送状には以下の事項が示されなければならない。

- （一）荷送人の名と所在地。
- （二）運送人及び運送請負人の名と所在地。
- （三）荷受人の名と所在地。
- （四）運送状の発行地と交付日。
- （五）物品引取地と引取日。
- （六）物品引渡地と引渡日。
- （七）物品の態様に係る一般的な詳細、物品が危険な場合はその物品の梱包容器の方法、容認される一般的な詳細。
- （八）容器の数、特別な記号、容器の番号。
- （九）合計重量、または別様に示される物品の量。
- （一〇）物品受取手数料。
- （一一）税関上の物品の価値。
- （一二）税関その他の手続に必要なオーダー。
- （一三）本法令の規定下にある、またはタイ国が結んでいる国際合意下にある物品受取の規定内容。

第十三条（追加記載）

運送状には以下の事項を示すことができる。

- （一）積替えがないことを示した内容。
- （二）第十二条（一〇）に基づく物品受取手数料以外に荷送人が支払いで合意した手数料。
- （三）物品引渡時に支払わなければならない金額。
- （四）物品の価格、及び引渡における特別な利害を示した金額の表示。

(五) 荷送人が運送人に提供する保険に係るオーダー。

(六) 運送を完了するまでの期間規定。

(七) 運送人に引き渡す書類のリスト。

契約当事者が利益になると判断すれば、その他の事項を運送状に示すことができる。

第二章 運送人の義務と権利

第一四条（引取時のチェック）

荷送人からの物品引取において、運送人は運送状の内容の正しさ、物品の量、数及び重量、外部形状、及びその物品の梱包容器をチェックしなければならない。

引取物品が運送状に示された内容と違うことを見つけた場合、運送人は運送状に相違点を記録する。相違点を記録しなかった場合、運送人はすべて物品を引き取り、その物品は完全な状態にあったものとみなす。

運送人が第一段に基づく内容の正しさをチェックできないのであれば、運送人は運送状に保留とチェックできない事由を記録しなければならない。保留を記録しなかった場合、その物品と容器は良い状態にあり、容器の数、特別記号、容器の番号は運送状に示されたものと一致していたと推定する。

第一五条（運送方法の変更）

物品が引き渡し場所に着く前に、契約に基づく物品運送引受ができない、または物品運送引受の形態が実行できそうになく、契約とは違う形態で実行しなければならない場合、運送人は第二五条または第二六条に基づくその物品管理の権利所有者に通知し、指示を求める。

運送人が物品管理の権利所有者に通知し、指示を求めることができない、または指示を求めたが相当の時間内に当該人物から指示を受けなかった場合、運送人はその物品管理の権利所有者にとって利益となる必要な措置を取る。

第一六条（引渡の変更）

物品が運送状に示された引渡場所に着いた時、運送人が荷受人に物品を引き渡せない事由がある場合、または荷受人が物品の引渡を拒否した場合、運送人は荷送人に通知し、指示を求める。ここに第一五条第二段の内容を準用する。

運送人が第一段に基づく荷送人の指示を受けるまでの間、荷受人が物品引渡を拒否したとしても、その後に荷受人は運送人に自己へのその物品の引渡を請求することができる。

運送人による物品引渡ができない事由が、第二六条（一）に基づき荷送人の物品管理の権利が終了した後に発生したものであれば、荷受人は運送人に別の者への物品引渡を命じる権利を有し、荷受人を荷送人、かつその別の者を荷受人とみなす。ここに第一段及び第二段の内容を準用する。

第一七条（競売）

運送人が物品管理の権利所有者に通知し、指示を求めることができない、または指示を求めたが当該人物から指示を受けなかった場合、その物品が生もので引渡が遅延すれば物品に損害が生じる、またはその物品の価格が運送引受手数料に引き合わないのであれば、運送人はその物品を競売にかけることができる。

競売にかけた時、運送人は運送引受手数料を差し引き、残額があればその物品の管理権者に速やかに引き渡す。

運送人は第一段に基づく措置を物品管理権者に遅滞なく告げなくてはならない。

第一八条（費用請求権）

運送人は第一五条または第一六条に定めたところに基づく通知、及び物品管理権者の指示の実施によって生じた相当の費用の請求権を有する。

第一九条（差止権）

運送人は運送引受手数料を受け取るまで、または相当の保証を得るまで物品を留め置くことができる。

第三章 荷送人と荷受人の義務、権利、責任

第二〇条（運送状）

荷送人は以下の運送状の詳細が正しくない、不備、不十分であることにより発生した紛失、または損害において運送人に対する責任を負う。

（一）第一二条（一）（三）（五）（六）（七）（八）（九）及び（一二）に基づく詳細。

（二）第一三条に基づく詳細。

（三）運送状交付のため、または運送状に記すため荷送人が告げたその他の詳細もしくは指示。

運送人が第一段に基づく荷送人の求めに応じ運送状に詳細を記載したのであれば、運送人は荷送人の名で当該行為をなしたものとみなす。ただし運送人が荷送人の求めに応じず、正しくない、不備、不十分な詳細を記載したことを荷送人が証明できる場合はその限りではない。

第二一条（パッキング）

荷送人はパッキングの瑕疵によって発生した損害において、その損害が他者、他者の財産、または運送で使用した設備機器に生じたものであっても、パッキングの瑕疵によって生じた費用とともに、運送人に対し責任を負う。ただしその瑕疵が誰が見ても明白である、または誰が見ても明白ではないが運送人は物品引取時にその瑕疵を知っていながら、第一四条に基づき保留事項を記載しなかった場合はその限りではない。

第二二条（添付書類）

物品引渡前にしなければならない税関手続またはその他の手続のため、荷送人は必要な書類を運送状に添付するとともに、運送人が必要な書類及び情報を運送人のために用意する、または運送人がその情報にアクセスできるようにする。

第一段に基づく書類及び情報が正しくない、または不備、不十分なことによって生じた損害において、荷送人は運送人に対し責任を負う。ただしその損害が運送人の行為によって生じた場合はその限りではない。

第二三条（危険な物品）

荷受人への引渡前に運送人に危険が生じるおそれがある状態の物品は、荷送人が運送人に対し危険性と注意点を伝えなければならない。ただし運送人が物品引取時にその物品の危険性を知っていた場合はその限りではない。

荷送人が物品の危険性と注意点を運送人に知らせなかった場合、車からの荷降し、破壊、または必要に応じた処置によって生じた、もしくはその結果としての損害、または費用において荷送人は運送人に対し責任を負う。

第二四条（運送人の処置）

物品が運送人の監督下にある間に、たとえ荷送人が第二三条に基づき行動し、運送人がその物品の危険性を知っていたとしても、その物品が他者、もしくは他者の財産に危険、損害を及ぼしたことが明らかになれば、運送人は物品を車から降ろす、破壊する、必要に応じた処置をとる権利を有し、その場合に運送人は荷送人に損害を弁償しなくてもよい。

運送人がその物品の危険性と注意点を知らなかった場合、運送人は第一段に基づく処置のほかに、処置にかかった費用を荷送人に請求する権利を有する。

第二五条（運送の変更）

物品が運送人の監督下にある間に、荷送人は運送人に対し、運送の中止、引取地への返送、引渡地の変更、または運送状に記載された荷受人とは別の荷受人に物品を引き渡すことによる運送の変更を命じる権利を有する。

その変更が実施不可能である場合、運送人は荷送人に直ちに知らせ、新たな合意をなす。合意できない場合は引取地に物品を送り返す。

運送人が第一段または第二段に基づく行動を取った時、運送人は実施した部分に基づく運送引受手数料に加え、運送中止、物品の引取地への返送、引渡地の変更、または運送状に記載された荷受人とは別の荷受人への物品引渡により生じた他の費用を受け取ることができる。

本条の内容は、運送状の交付以降、荷受人が物品管理の権利を有すると、荷送人が運送状に定めた場合には適用しない。

第二六条（荷送人の権利消滅）

第二五条に基づく物品管理における荷送人の権利は、以下の時になくなる。

(一) 物品が引渡地に着き、荷受人が運送人にその物品の引渡しを要求した、または第二部の運送状の引渡しを運送人に要求し、その運送状を引渡を受けた時、または

(二) 荷受人への物品引渡があった時。

荷送人の権利がなくなった時、運送人は荷受人の指示に従う。

第二十七条（紛失・損壊の指摘）

荷受人が物品の引渡を受けた時、その物品が一部紛失または損壊していたことが明白であれば、荷受人は物品引渡を受けた時に、運送人に対し文面で紛失または損壊の状態を指摘しなければならない。その一部紛失または損壊が誰が見ても明白でないのであれば、荷受人は物品引渡を受けた日から7業務日以内に、運送人に対し文面で指摘しなければならない。

荷受人が第一段に基づき文面で指摘しなかった場合、運送人が運送状に記されたところに従って正しく物品を引き渡したものと推定する。

第四章 運送人の責任と免責

第二十八条（運送人の責任）

運送人が物品を引き取ってから、その物品を引き渡すまでの時間に生じた物品の紛失、損壊、または引渡遅延において、運送人は荷送人もしくは荷受人に対し責任を負う。

引渡遅延とは以下を意味する。

(一) 運送人が定められた期日内に引き渡せなかった。

(二) 引渡期日を定めていなかった場合は、運送人が相当の時間内に引き渡せなかった。ここに場合ごとの状況を考慮する。

第二十九条（遅延の場合）

物品引渡期日、または物品を引き渡すべき相当の期日からの遅れがあった場合、荷送人または荷受人は以下のいずれかの権利を有する。

(一) 物品を引き取る。

(二) 物品を引き取り、物品引渡遅延の結果としての損害賠償を請求する、または

(三) 物品を引き取らず、物品引渡遅延の結果としての損害賠償を請求する。

引渡期日から30日超、引渡が遅延した場合、または運送人がその物品を引き取った日から60日超、引き渡すべき期日が遅延した場合、その物品は全て紛失したものとみなし、荷送人もしくは荷受人はその物品が全て紛失したときと同じように損害賠償を請求する権利を有する。ただしその物品が紛失していない証拠を示す場合はその限りではない。

運送人が第二段に基づく期間内にその物品を得た場合、荷送人または荷受人がその物品の引き取りを望むのであれば、運送人は物品を引き渡す。荷送人または荷受人が損害賠償金を受け取っていたのであれば、運送人に対し損害賠償

金を返還する。ここに一部紛失、損壊、または引渡遅延における損害賠償請求権は損なわない。

荷送人または荷受人が物品を得た知らせを受けた日から30日以内に第三段に基づく自己の権利を行使しなかったのであれば、運送人はその物品の所在地で適用されている法律に従って物品を処理する権利を有する。

第三〇条（被雇用者・代理人・請負人の行為）

運送人は自己の被雇用者及び代理人、並びに運送請負人の行為、または契約に基づく義務不履行によって生じた損害の責任を負う。

第三一条（使用車）

運送人が自己の免責のために運送引受の使用車の瑕疵状態を言い立てることはできない。

第三二条（免責事由）

運送人は以下の事由により生じた、または以下の事由の結果である紛失、損壊、引渡遅延であることを証明できるのであれば、その紛失、損壊、引渡遅延の責任を負わない。

（一）不可抗力。

（二）物品そのものの性質。

（三）荷送人または荷受人の意図もしくは過失による行為。

（四）荷送人または荷受人の指示に従った行為。ただし運送人、または運送人が第三〇条に基づき共同責任を負わなければならない者の不当な行為もしくは過失の結果である場合を除く。

第四章 運送人の責任と免責

第三三条（免責）

以下の場合に紛失、損壊、引渡遅延が特別ナリスク状態にあったことによつて生じた、またはその結果であれば、運送人はその紛失、損壊、引渡遅延の責任を負わない。

（一）荷送人がパッキングせずに、または瑕疵のある、もしくは不適當なパッキング状態で物品を引き渡し、その物品が劣化または損壊した。

（二）記号なしに、または明瞭に、もしくは全ての梱包容器数を示さずに荷送人が物品を引き渡した。

（三）合意し、運送状に記載された商品を包む資材のない車を使用した。ただしその物品の量が異常に減った、または梱包容器である物がなくなったことが明らかな場合はその限りではない。

（四）荷送人、荷受人、または当該人物の代理人によりなされた荷揚げ、積載、整理、荷降しである。

（五）特に割れ、ひび、錆び、腐食、乾燥、漏洩、または虫その他の動物の仕業により紛失または損壊しやすい物品運送である。ここにその運送が温度も

しくは湿度制御の特殊設備機器を有する車を使用したのであれば、運送人は自己がその設備機器の使用とメンテナンスにおける義務を果たしたことに加え、自己が受けた指示に全て従ったことを証明しなければならない。または

(六) 家畜の運送引受である。ここに運送人は自己がなすべき義務を果たし、自己が受けた指示に全て従ったことを証明しなければならない。

第五章 運送人の損害賠償金の計算と責任の制限

第三四条（賠償金の計算）

運送を引き受けた物品が紛失、損壊、または引渡遅延した場合、運送人は荷送人もしくは荷受人に損害賠償金を支払う。

運送を引き受けた物品の紛失または損壊の場合の損害賠償金は、商品先物市場の価格から計算する。当該価格がないのであれば、その時の市場価格に基づき計算する。先物市場価格も市場価格もないのであれば、運送人が物品を引き取った場所における、その物品の一般価格から計算する。

物品が全て紛失した場合、運送人は運送引受手数料と租税を全額支払わなければならない。ただしその物品が一部紛失した場合は紛失した部分の割合に従って支払う。

第三五条（パーツ換算）

本法令に基づく責任の計算に資するため、特別引出権単位（SDR）はタイ国銀行の告示した交換レートを使って、第三四条に基づく損害賠償金計算のベースとなる時点においてパーツ貨として計算する。

第三六条（賠償責任の制限）

運送を引き受けた物品が全部または紛失、もしくは損壊した場合、運送人の責任はその紛失もしくは損壊した物品の全重量に対し1キログラムにつき8・33特別引出権単位（SDR）以下に制限する。

引渡遅延があった場合、運送人の責任は運送引受手数料以下に制限する。

第三七条（責任制限の例外）

第三六条の規定は以下の場合には適用しない。

(一) 運送人が引き取る前に荷送人が物品の価格を知らせ、運送状に物品価格を記載することで、運送人と合意した額で追加手数料を支払った後、運送人は運送状に示された価格につき、または紛失もしくは損壊部分に応じて責任を負う。

(二) 運送人が物品を引き取る前に荷送人が紛失、損壊、引渡遅延により生じる特別利害金額を知らせ、運送人と合意した金額に従い追加手数料を支払うとともに、運送状に特別利害金額を示した時、運送人は証明できるその他損害の責任を負う。ここに運送状に記された特別利害金額を超えない。

(三) 紛失、損壊、引渡遅延が、運送人、運送人の被雇用者もしくは代理人、または運送請負人が紛失、損壊、引渡遅延が起こることを知っていながら、意

図的に起こした紛失、損壊、引渡遅延、不作為の結果生じた時、運送人は実際の損害に従い荷送人または荷受人に対し責任を負う。

第六章 請求権の行使と紛争解決

第三八条（被雇用者、代理人、運送請負人への請求権行使）

本法令に基づく国際道路物品運送引受により生じた請求権の行使は、その請求権が契約によるもの、もしくは違反によるものであっても、被雇用者、代理人、または運送請負人に対する請求権行使も意味する。

被雇用者、代理人、運送請負人は請求権行使者に対し、本法令に定められたところにに基づく運送人の対抗権を有する。

第三九条（裁判所）

知的財産・国際貿易裁判所を本法令に基づく管轄権を有する裁判所とする。

原告はそれが契約によるものであっても、違反によるものであっても、タイ国が国際道路物品運送引受に係る合意をなした国の裁判所に、国際道路物品運送引受により生じた訴訟を起こすことができる。その裁判所は以下の国の法律に基づき当該訴訟審判権限を有する裁判所とする。

- (一) 物品運送引受の始点または終点となる国の裁判所。
- (二) 物品の紛失、損害が生じた国の裁判所。
- (三) 運送人の本店所在地の国の裁判所。
- (四) 原告が住所を有する国の裁判所。

第四〇条（訴訟の併合）

国際道路物品運送引受契約の当事者が、契約と違反による、または違反だけによる請求権行使のために、本法令に基づく管轄権を有する裁判所に、もう一方の契約当事者を訴えた場合、同じ違反において国際道路物品運送引受から損害を受けた外部者が管轄権を有する別の裁判所に契約当事者を訴え、その裁判所が審理を併合することが相当と判断し、または外部者が裁判所の判決前に請求し、裁判所がその訴訟が関連していると判断すれば、裁判所は本法令に基づく管轄権を有する裁判所に当該訴訟を移送し、契約当事者間の訴訟と併合することを命じる権限を有する。ただし裁判所が本法令に基づく管轄権を有する裁判所の承諾を得ずに併合を命じることはできない。

第四一条（仲裁）

契約当事者は仲裁法に基づく仲裁による紛争解決を文面により合意することができる。

第四二条（時効1年）

国際道路物品運送引受により生じた請求権は、それが契約によるものであっても、違反によるものであっても、時効期間は1年とする。

物品の紛失、損壊、引渡遅延の時効は以下のように起算する。

(一) 物品の紛失、損壊、引渡遅延は、運送人が荷受人に物品を引き渡した日から起算する。

(二) 物品の消滅の場合は、物品引渡予定日から30日が経過した時から起算する。引渡期日が定められていないのであれば、運送人が荷送人から物品を引き取った日から60日が経過した時から起算する。

第二段の内容以外の場合の時効の計算は民商法典に従う。

第四三条（時効3年）

運送人、被雇用者、代理人、もしくは運送請負人の不当な行為または義務不履行から生じた第四二条に基づく請求権は、物品引渡期日から3年の時効期間とする。引渡期日が定められていないのであれば、運送人が荷送人から物品を引き取った日から60日が経過した時から起算する。

経過規定

第四四条

本法令の施行日前に運送人が物品引渡を受けた国際道路物品運送引受に対して、本法令は適用しない。

（おわり）